

# 電気用品販売事業者 立入検査に御協力をお願いします

## 検査の趣旨

電気用品安全法に基づき、電気用品の販売事業者が安全な電気用品を販売しているかどうか（安全性が確認されている製品には「PSEマーク」が表示されています。）を確認するため、盛岡市では、市内各店舗の立入検査を行っておりますので、検査に御協力くださるようお願いします。

## 検査対象

- ・直流電源装置（特定電気用品：交流用電気機械器具）
- ・リチウムイオン蓄電池（電動工具等の互換バッテリー、モバイルバッテリー）
- ・エル・イー・ディー・電灯器具、電気ストーブなど ・電気消毒器（殺菌灯）

## 検査項目

### ○表示事項

次の事項が適切に表示されているか確認します。

- ① 電気用品名（機種名、型番、定格等）
- ② 調査品の表示事項（PSEマーク、検査機関名、商標略称、定格事項、経年劣化の注意喚起）
- ③ 製造または輸入事業者名
- ④ 販売事業者名

### ○表示場所及び表示方法

本体に容易に消えないような方法で表示されていなければなりません。

## 電気用品に付される表示

### 特定電気用品



実際は上記マークに加えて、認定・承認検査機関のマーク、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。

### 特定電気用品以外の電気用品



実際は上記マークに加えて、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。

## 法令違反が確認された場合

検査の結果、法令違反が確認された場合は、当該違反製品の販売の一時停止、帳簿の確認等をお願いする場合があります。

担当 〒020-8530 盛岡市内丸3番46号 盛岡市内丸分庁舎4階  
盛岡市消費生活センター TEL 019-604-3301